

通行禁止又は駐車禁止等の対象から除く車両及び署長等の行う通行許可又は駐車許可の取扱いについて（例規）

最終改正 令和4.12.28 例規交企第32号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

通行禁止又は駐車禁止及び時間制限駐車区間における駐車の方法等（以下「駐車禁止等」という。）の対象から除く車両及び警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。以下「署長等」という。）の通行許可又は駐車許可の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）をはじめとする関係規程等に基づき実施してきたが、この度、京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号。以下「府規則」という。）の一部が改正されたことに伴い、現行の関係規程を整理統合して適正な取扱いを図るため、みだしのことについて下記のとおり定め、昭和49年4月5日から実施することとしたから運用上誤りのないようにされたい。

なお、次の例規通達は廃止する。

- 1 車両の通行禁止および駐車禁止の特例について（昭和40.12.1：40京交総第524号、40京交一第755号）
- 2 京都府道路交通規制の一部改正について（昭和42.1.24：2京交総第39号）

記

第1 通行禁止又は駐車禁止等の対象から除く車両の取扱いについて

1 運用に当たつての基本

通行禁止又は駐車禁止等の交通規制の行われている区域、道路の区間又は場所においてやむを得ない理由により特別に通行し又は駐車する必要があるときは、その都度、事前に法第8条第2項の規定、法第45条第1項ただし書又は法第49条の5の規定により署長等の通行許可又は駐車許可（以下「署長許可」という。）を受けるのが原則である。

しかし、署長許可は、具体的な事案ごとにその都度、事前に受けなければならない、かつ、その効力は、他の警察署（以下「署」という。）管内に及ばないという制約があるため、緊急性、公共性、広域性のあるものについては、他の車両と区別して特別な取扱いをしようとする府規則第5条の3及び第6条の5の規定を運用して、すべての交通事情に対応させようとするものである。

したがって、これらの車両の取扱いについては、その特別な取扱いを認めた趣旨を十分考慮して、その使用が乱用にわたらないように指導するとともに、その取扱いの公正を期するよう留意しなければならない。

特に、府規則第5条の3又は第6条の5に規定する標章（以下「標章」という。）の掲出が要件とされている車両の場合には、目的以外に使用されるおそれがあるため、今後は審査、標章の交付という一連の許可事務の中で乱用防止のための指導を十分に行うとともに、標章を交付する場合であつても、必要最小限度の期間又は区間若しくは場所に限定するなどその取扱いを慎重にする必要がある。

2 通行禁止の対象から除く車両

通行禁止の対象から除く車両は、府規則第5条の3第1項に規定されているが、その解釈及び運用は次のとおりとする。

(1) 府規則第5条の3第1項各号列記以外の部分

府規則第5条の3第1項第1号から第3号までに規定する車両については、交通規制に関する決定（昭和60年1月31日付け京都府公安委員会決定第1号）の別表第1の(1)車両の通行禁止（一般道におけるもの）、(2)車両の通行禁止（踏切道におけるもの）、(3)一方通行、(4)直進、右折及び左折の禁止並びに別表第1の3歩行者用道路の各規制の対象から除外されるが、同項第4号から第7号までに規定する車両については、交通規制に関する決定の別表第1の(3)一方通行及び(4)直進、右折及び左折の禁止の規制の対象から除外されていないので、留意する必要がある。

(2) 標章の掲出を必要としないもの

ア 消防用自動車、救急用自動車及び府規則第6条第2項の規定により指定を受けた車両（以下「緊急自動車」という。）で当該緊急用務に使用中のもの

これらの車両については、通行禁止の対象から除く車両として法第41条及び第41条の2に明確な規定があるため、府規則第5条の3に規定されていないが、通行禁止の規制対象から除外されているものである。

イ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務遂行のために使用中の車両及び他の捜査機関が犯罪捜査のために使用中の車両

これらの車両については、緊急自動車の要件を備えていないときでも、すべて通行禁止の対象から除外される。

ウ 警察車両が随伴する車両

ここにいう車両については、警衛又は警護を受ける者及びその関係者の車両並びに自動車列を構成している車両も含まれる。

エ 選挙運動用自動車及び政治活動用自動車

これらの自動車については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第5項又は第201条の11第3項に規定する表示がされたものでなければならない。

(3) 標章の掲出を必要とするもの

ア 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）第14条に規定する郵便物の集配に使用中の車両
ここにいう「郵便物の集配に使用中の車両」とは、郵便事業株式会社の車両のうち、郵便物のみを集配する車両をいう。

イ 信号機、道路標識等の設置及び維持管理のために使用中の車両

ここにいう車両とは、信号機、道路標識等の設置権限を有する公安委員会、道路管理者等の使用する車両のほか、公安委員会、道路管理者等から当該標識等の設置委託を受けた業者の使用する車両も含まれる。

ウ 緊急工事用車両

(ア) 緊急工事用車両とは、電気、電話、水道、ガス又は鉄道事業者の車両であつて、緊急工事を行うために使用中である車両をいう。したがつて、緊急性のない一般の工事等に使用する車両は、個々に署長許可又は道路使用許可（法第77条第1項に規定する警察署長の許可をいう。）を受けることが必要である。

(イ) 「緊急工事」とは、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を与えるおそれのある事態を防止するために必要な応急措置を講ずるための工事をいう。したがつて、単なる漏水防止のための工事等は対象から除外される。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）第 6 条第 1 項に規定する感染症の患者の移送、発生を予防する活動又はまん延を防止する活動のために使用する車両

ここにいう車両とは、当該活動に従事する自治体（保健所）の使用する車両のほか、自治体から業務委託を受けた業者の使用する車両も含まれる。

オ 狂犬病予防法（昭和25年法律第 247号）第 6 条第 2 項に規定する犬の捕獲に使用中の車両

ここにいう車両とは、自治体（保健所）の使用する車両をいう。

カ 裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条に規定する執行官が執行官法（昭和41年法律第 111号）に基づく強制執行のために使用中の車両

ここにいう「強制執行」とは、不動産等の差押え、売却、取上げ等の民事執行法（平成 8 年法律第 109号）に基づく民事執行、民事保全法（昭和54年法律第 4 号）に基づく保全執行等をいう。

キ その他の標章掲出車両

「その他の標章掲出車両」については、本制度の趣旨（緊急性、公共性又は広域性）を正しく理解し、真に当該趣旨に合致するもの以外は、標章の交付をしないように運用に留意すること。

3 駐車禁止等の対象から除く車両

駐車禁止等の対象から除く車両は、府規則第 6 条の 5 第 1 項において規定されているが、その解釈及び運用は次のとおりとする。

(1) 標章の掲出を必要としないもの

ア 通行禁止の対象から除かれる車両で標章の掲出を必要としないもの

通行禁止の対象から除かれる車両で標章の掲出を必要としないとされている前記第 1 の 2 の (2) に規定する各車両は、駐車禁止等の対象からも除外される車両であり、その解釈及び運用については、前記第 1 の 2 の (2) のアからエまでの規定を準用する。この場合において、「通行禁止」とあるのは、「駐車禁止等」と読み替えるものとする。

イ 警察活動に伴い停止を求められている車両

ここにいう車両とは、交通取締りなど警察の責務遂行のために、現場において警察官に停止を求められている車両をいう。

(2) 標章の掲出を必要とするもの

ア 通行禁止の対象から除かれる車両で標章の掲出を必要とするもの

通行禁止の対象から除かれる車両で標章の掲出を必要とされている前記第 1 の 2 の (3) に規定する各車両は、駐車禁止等の対象からも除外される車両であり、その解釈及び運用については、前記第 1 の 2 の (3) のアからカまでの規定を準用する。この場合において、「通行禁止」とあるのは、「駐車禁止等」と読み替えるものとする。

イ 報道機関の緊急取材中の車両

ここにいう「報道機関」とは、原則として、通常、戸別配達される日刊新聞を発刊する報道機関（政党機関誌、学生新聞、業界紙を発刊する機関を除く。）、ラジオ及びテレビの報道機関をいう。

ウ 府規則第 6 条の 5 第 1 項第11号アからオまでに掲げる者（以下「身体障害者等」とい

う。)が現に使用中の車両

(ア) 身体障害者等が「現に使用中の車両」とは、身体障害者等が自ら運転し、駐車した車両のほか、身体障害者等を乗車させている者が駐車した車両をいう。

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、「その他同等の障害を有する歩行が困難な者として公安委員会が認めるもの」とは、府規則別表第1の左欄に掲げる複数の障害を併せ有する者であつて、それぞれの障害は同表の中欄に掲げる障害の級別に該当しないが、同表に定める障害の級別に該当する障害を有する者と同程度の障害を有すると認められるもの(以下「認定申請障害者」という。)をいう。

(ウ) 「療育手帳の交付を受けている者で、重度の障害を有するもの」とは、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において、重度(A判定)の知的障害であると判定されたものをいう。

(エ) 「色素性乾皮症」とは、厚生労働省が昭和47年に制定した「難病対策要綱」に基づき、小児慢性特定疾患治療研究事業(昭和49年5月14日付け厚生事務次官通知)の対象となつている常染色体性劣性遺伝性の光線過敏性皮膚疾患をいう。

エ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置及び維持管理のために使用中の車両

これらの車両については、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置権限を有する公安委員会の使用する車両のほか、公安委員会から当該設備の設置等の委託を受けた業者が使用する車両も含まれる。

オ 放置車両確認機関が当該業務のために使用中の車両

これらの車両については、放置車両確認機関(法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託された法人をいう。以下同じ。)から選任された駐車監視員が現に放置車両の確認等を行うために使用している車両のほか、放置車両確認機関の統括責任者及びその代行者が現に放置車両の確認等を行つている駐車監視員を指導監督するために使用している車両も含まれる。

カ 患者輸送車、車椅子移動車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するために使用中の車両

(ア) 「患者輸送車」とは、医療機関等において医療等の提供を受ける者(以下「患者等」という。)を輸送する自動車であつて、車室には、患者等の輸送のための専用の寝台又は担架及びそれらを固定するための設備を有し、寝台及び担架の固定場所は、乗車設備の座席と兼用でないもの等で、自動車検査証の用途欄には「特種」と、車体の形状欄には「患者輸送車」と記載されているものをいう。

(イ) 「車椅子移動車」とは、車椅子に着座した状態で乗降でき、かつ、車椅子を固定することにより、専ら車椅子利用者の移動の用に供する自動車であつて、車室には、車椅子を確実に車体に固定するための設備を有し、車椅子利用者が容易に乗降することができるスロープ、リフトゲート等の装置を有する等で、自動車検査証の用途欄には「特種」と、車体の形状欄には「車椅子移動車」と記載されているものをいう。

(ウ) 「歩行困難な者」とは、身体障害者等に限らず、足のけが、加齢等に伴い歩行が困難となつている者も含まれる。

4 標章交付の手續

府規則第5条の3第2項及び第3項又は第6条の5第2項及び第3項の規定による標章交付申請書の受理及び審査、認定並びに標章の交付（再交付を含む。）等の手續及び事務処理は、おおむね次によるものとする。

なお、府規則第6条の5第1項第11号に規定する別記様式第7号の7及び別記様式第7号の7の2の標章は、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付（以下「本人交付」という。）するものとし、その他の標章は、登録車両番号を特定し、車両ごとに交付するものとする。

(1) 標章の交付申請

ア 標章の交付申請は、交通規制課又は申請者の居住地を管轄する警察署に府規則第5条の3第2項及び第6条の5第2項に定める別記様式第1号の4の駐車禁止等除外指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出させて行うものとする。この場合、必要により当該申請に係る該当性及び必要性を立証する文書等の添付又は提示を求めて行うこと。ただし、色素性乾皮症患者に係る申請がなされた場合において、色素性乾皮症患者であることを確認する文書がないときは、交通規制課において、京都府若しくは京都市の担当部局又は医療機関に照会し、その確認を行うこと。

イ 警察署長は、指定申請書の提出を受けたときはその内容を確認の上、府規則別表第1に定める障害の級別に該当する障害を有するもの及び府規則第6条の5第1項第11号イからオまでに掲げるものを除き、交通規制課長に速やかに送付すること。

(2) 審査

ア 審査は、形式的な書面審査に終わることなく、その使用目的、理由、必要性、過去の標章使用の実態等を総合的にみて真にやむを得ないか否かを慎重に判断して行うようにしなければならない。

なお、申請を却下する場合は、その理由を説明していただらずに紛議を招くことのないように留意すること。

イ 身体障害者等からの標章の交付申請については、身体障害者手帳に記載の「障害名」及び「身体障害者等級表による級別」を確認するものとする。この場合において、身体障害者障害程度等級表の視覚障害の4級の1、上肢不自由の2級の1及び2級の2並びに乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能の2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）の者については、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第一種身体障害者」と記載されていることを確認すること。

ウ 身体障害者等に標章を交付する場合は、別記様式第7号の7の標章を交付するものとする。ただし、聴覚障害者からの標章の交付申請の場合において、当該聴覚障害者が特に希望するときは、別記様式第7号の7の2の標章を交付できるものとする。

したがって、聴覚障害者からの標章の交付申請の受理時には、別記様式第7号の7の2の標章の交付の希望の有無を必ず確認すること。

(3) 認定

交通規制課長は、認定申請障害者に係る標章の交付申請を受けた場合及び警察署長から認定申請障害者に係る指定申請書の送付を受けた場合は、当該障害者の身体の障害の程度、歩行の困難性などについて十分検討し、認定の可否について判断するものとする。

(4) 標章交付の場合の措置

ア 交通規制課長又は警察署長は、標章を交付する場合は、車体番号、運転者又は使用者、適用除外を受ける規制の種別若しくは区域を指定すること。ただし、身体障害者等に係る標章については、本人交付となることから被交付者のみの指定とすること。

イ 交通規制課長又は警察署長は、原則として3年以内の有効期間を指定すること。ただし、身体障害者等に係る標章の有効期間について、身体障害者等に交付されている身体障害者手帳等に有効期限又は再認定の条件が付されている場合には、当該有効期限又は再認定の期日までとすること。

ウ 交通規制課長又は警察署長は、別記様式第1号の標章交付台帳によつて標章番号を付するとともに、標章交付台帳に所定の事項を記入すること。

エ 警察署長から申請書の送付を受けた交通規制課長は、前記第1の4の(4)のア、イ及びウの措置を講じた後、標章を作成し、別記様式第4号の標章交付依頼書を添付して当該警察署長に交付を依頼すること。

オ 標章の交付依頼を受けた警察署長は、当該標章に係る交付申請が自らを経由して申請されたものであることを確認の上、別記様式第5号の標章交付通知書に署名等を求めて交付すること。

カ 標章を交付した警察署長は、標章交付通知書を速やかに前記第1の4の(4)のエにより標章の交付依頼を行つた交通規制課長に送付すること。

5 標章交付に当たつての留意事項

(1) 当該申請に係るもの又はその代理人であることを確認すること。

(2) 府規則第5条の3第4項又は第6条の5第4項に規定する標章交付を受けた者が守らなければならない事項及びそれぞれの標章の裏面に記載されている注意事項を遵守して、乱用することのないよう指導すること。

6 標章使用の一時禁止、返納命令、一時保留等

(1) 府規則第5条の3第4項又は第6条の5第4項に規定する標章交付を受けた者が守らなければならない事項に違反したときは、同規則第5条の3第5項又は府規則第6条の5第5項の規定により、当該標章の使用を一時禁止し、又は返納を命じ、若しくは標章の再交付を保留することができるが、当該規定の運用は特に慎重に行うよう留意しなければならない。

なお、各署において標章使用の一時禁止、返納命令及び標章再交付の一時保留の措置を必要と認める車両等を発見したときは、違反の日時及び場所、標章の種別及び番号、運転者等を交通規制課長を経由して報告すること。

(2) 標章使用の一時禁止及び標章再交付の一時保留の期間については、明確な規定を欠くが、当該遵守事項違反が特に悪質であり、反省の認められないものに限り、当該措置をとることができるものとする。

7 標章の管理

交通規制課長又は警察署長は、標章の管理を京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成22年京都府警察本部訓令第21号）第2条第3号に規定する京都府警察情報管理システム（以下「京都府警察情報管理システム」という。）により行うことができるものとする。

なお、京都府警察情報管理システムによる標章の管理の要領は、別に定める。

第2 署長等の通行許可又は駐車許可の取扱いについて

1 運用に当たつての基本

署長等の通行許可又は駐車許可の取扱いは、必要最小限度の許可にとどめることを基本とし、申請理由を十分検討した結果、許可することによつて交通上著しい危険性が伴う場合のほか、規制時間外においてその目的が達せられる場合又は他の道路にう回する等他の代替手段により目的が達せられる場合等には、原則として許可しないものとする。

なお、真にやむを得ないと認めて許可する場合であつても、交通の安全と円滑を確保するため必要な条件を付し、交通規制の効果が失われないように行わなければならない。

2 通行許可又は駐車許可の理由及び基準

(1) 通行許可の理由及び基準

府規則第5条の4第1項に規定されている通行許可の理由及び基準については、次のとおり運用するものとする。

ア 「日常生活に欠かすことのできない物品」とは、食料品、日用雑貨等、通常の生活に伴つて必要となる物品をいう。

イ 「社会の習慣上」とは、冠婚葬祭等社会生活において習慣として広く認められているものをいう。

ウ 「業務上」とは、貨物の集配等通行禁止区間内で実施する必要がある、通行しなければ業務目的の達成が阻害されるものをいう。

エ 「やむを得ないと認められるもの」とは、許可対象行為に関して、社会通念上、通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であつて、通行禁止規制によつて確保される道路交通の安全、円滑等の公益を上回る公益性及び必要性があると認められる場合をいう。

(2) 駐車許可の理由及び基準

府規則第7条第1項に規定されている駐車許可の理由及び基準については、次のとおり運用するものとする。

ア 「やむを得ないと認められる場合」とは、次に掲げる事項のすべてを満たす場合をいう。

(ア) 申請に係る日時及び場所以外に駐車場所を確保することができないと認められるとき又は申請に係る日時及び場所以外の日時及び場所においては、およそ申請に係る駐車目的が達せられないこと。

(イ) 申請に係る日時及び場所において、より影響の少ない日時又は道路の部分を指定して許可することによつては、およそ目的が達せられないこと。

(ウ) 申請に係る駐車の必要性が、交通の妨害となる程度と比較して、不許可とする必要性を上回るものであること。

イ 「業務上その他必要なため使用する車両」とは、引越し、地域の祭礼行事等社会の習慣として広く認められているもの及び電気、ガス、水道等の公共性、公益性又は必要性の高いことが社会的に認知されているものをいう。

3 通行許可又は駐車許可の条件等

通行許可又は駐車許可に付する条件等については、次によるものとする。

(1) 区間又は場所

区間又は場所は、努めて個々具体的に限定し、必要最小限度の範囲とすること。

なお、駐車許可の場合において、その目的から見て場所の特定が困難なときであつても努めて区間又は区域を限定して行うこと。

(2) 期間又は時間

ア 反復継続して同一の区間を通行し、若しくは同一の区域又は場所に駐車しなければならないものについては、3年を最大限度として許可することができるものとする。

イ 交通の危険の高い時間帯に通行し、又は必要以上に長時間駐車することを防止する意味から「何時から何時まで」というようにできる限り、時間帯を限定すること。ただし、不定期で時間帯を限定しがたい特別の理由のあるものについては、同一場所に継続して駐車できる時間を「何分間」等の条件を付すること。

(3) その他の条件

前記(1)及び(2)以外の許可条件は、おおむね次によるものとする。

ア 許可を受けた目的又は理由以外に使用しないこと。

イ 許可証(許可標章)の有効期間が経過したときは、速やかに返納すること。

ウ 許可条件に違反したときは、許可を取消すこと。

エ その他事案に応じて必要と認める条件

4 通行許可又は駐車許可の事務取扱い

(1) 許可申請

車両の通行許可を受けようとする者には、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第5条第2項に基づく別記様式第1の3の通行禁止道路通行許可申請書2通を、車両の駐車許可を受けようとする者には、府規則第7条第2項に基づく別記様式第8号の申請書2通を提出させなければならない。ただし、時間及び場所が特定しており、かつ、1回限りの通行又は駐車で事前に正規の許可申請のしがたい特別の理由のある場合は、口頭による申請をもつてこれに代えることができることとするが、事後速やかに正規の手続をとらせるほか、その措置状況を明らかにしておくものとする。

(2) 許可申請の受理

通行又は駐車許可申請は、署交通課において受理し、必要な手続を進めることを原則とする。ただし、許可を必要とする期間が3日以内のものに限り、通行又は駐車をしようとする道路の区間又は場所を管轄する交番又は駐在所(以下「交番等」という。)で処理させることができる。

(3) 許可台帳の整備

通行許可又は駐車許可の実態を把握し、その運用の適正を期するため別記様式第2号の通行許可台帳及び別記様式第3号の駐車許可台帳を署交通課に備え付け、許可(交番等から取扱連絡のあつた場合を含む。)の都度、所定の事項を記入するものとする。

(4) 許可手続

通行又は駐車許可申請を受理した場合は、その申請がやむを得ないか否かを前記第2の2に規定する基準に従い審査し、許可する場合は次のとおり措置するものとする。

ア 交番等における取扱い

署交通課に連絡し、許可番号を確認した後、許可証に必要な許可条件を記入し、許可

証下欄（「〇〇警察署長印」と記載された部分の下部）に取扱者の官職及び氏名を記載の上、押印し、一部を正本として申請者に交付し、一部を控えとして後日交付簿で署交通課に送付すること。

イ 署交通課における取扱い

(ア) 許可を必要とする期間が1か月未満の通行許可又は駐車許可の場合は、許可台帳に所定の事項を記載したのち許可番号をとり、許可証に必要な条件を記入し、一部を「正本」として署長印を押印のうえ申請者に交付し、一部を「控え」として「通行許可証控え」又は「駐車許可証控え」の簿冊に編冊すること。

(イ) 許可を必要とする期間が1か月以上の通行又は駐車許可の場合は、前記(ア)に規定する要領によるほか府規則第5条の4及び第7条に基づく標章（以下「許可標章」という。）に所定の事項を記入し、許可証とともに申請者に交付すること。

(5) 許可標章等の再交付

許可標章及び許可証の紛失、破損等による再交付の申請及び取扱いについては、前記(1)、(2)及び(4)を準用する。

(6) 2以上の署の管轄区域にまたがる道路の通行許可

2以上の署の管轄区域にまたがつて通行を禁止されている道路の通行については、申請者の利便を図るため、当該道路を管轄する警察署長（以下「関係署長」という。）のいずれかにおいて許可申請を受理し、他の関係署長と協議の上、一括して許可することとする。この場合において、交付する許可証には、下部の余白に他の関係署長と協議した旨を記載し、取扱者が押印するものとする。

5 許可の適用除外

通行禁止の区間を通行し、駐車禁止等の場所に駐車することが「道路使用許可」又は「道路使用に伴う協議」の内容として含まれているときは、改めて個別の許可を要しないものとする。

6 許可事務取扱い上の留意事項

通行又は駐車の手続きに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 許可証及び許可標章の記載に誤りのないように留意するとともに誤記の場合は、必ず正規の方法により訂正の措置をとること。

(2) 許可証又は許可標章の必要がなくなつた場合並びに許可の期限が経過したときは必ず返納するよう指導するとともに悪用乱用等にわたらないよう徹底しておくこと。ただし、返納を求めることが無理であると判断される場合には、許可証に限り破棄するよう指導してさしつかえない。

(3) 署交通課員と交番等の勤務員は、許可事務に当たつて連絡を密にし、申請者の取扱いに公平を欠くこと等のないよう留意すること。

(4) 許可証は、車両の前面の見やすい個所に掲出するよう指導すること。ただし、許可標章を交付する場合は、当該許可標章を掲出し、許可証は携帯するよう指導すること。

(5) 公安委員会の駐車禁止等除外指定車標章の交付を受け、駐車禁止等の道路又はその部分に駐車する場合は、公安委員会指定の駐車禁止等の場所に限られるが、署長等の行う「駐車許可」は法第44条第1項に規定する駐停車禁止場所及び法第45条第2項に規定する無余地駐車となる場所を除き、他の法定の駐車禁止等の場所における駐車も認めることができ

る。

この場合、無余地駐車となる場所を対象とした駐車許可申請に対しては許可することはできないが、法第45条第2項の「ただし、貨物の積卸しを行う場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。」の規定に基づく限り、駐車することができるので、その旨を教示すること。

- (6) 通行許可の条件違反の場合には罰則規定が適用されるが、駐車許可の条件違反には、罰則の規定がないのでその点留意すること。

(様式省略)